富山県衛生研究所における競争的研究資金等の使用に関する 行動規範

平成26年10月1日制定

富山県衛生研究所(以下「本所」という。)が行う競争的資金等による試験研究は、競争的研究資金等のもととなる税金によって支えられている。研究費の不正使用は、この税金等が無駄になるばかりでなく、試験研究そのものの信頼を大きく損なうものであり、それを起こした研究者や所属する機関をはじめ、我が国の科学技術振興の体制を根底から揺るがしかねないものである。

こうしたことを踏まえ、本所における競争的研究資金等の使用にあたって、信頼性と公正性を確保することを目的として、本所に所属する研究者、事務職員等(以下「研究者等」という。)の行動規範を定めるものである。

- 1 研究者等は、競争的研究資金等が、本所が管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的にこれを使用しなければならない。
- 2 研究者等は、競争的研究資金等の使用にあたり、関係する法令・通達、富山県や本所が定める諸規程、競争的研究資金等の使用ルールを遵守しなければならない。
- 3 研究者等は、研究計画に基づき、競争的研究資金等を計画的かつ適正に使用しなければならない。
- 4 研究者等は、各競争的研究資金等の特性や事務手続き等を理解し、効率的かつ 適正な事務処理を行わなければならない。
- 5 研究者等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して競争的研究資金等の不 正使用を未然に防止しなければならない。
- 6 研究者等は、競争的研究資金等の使用に当たり、取引業者との関係において第 三者からの疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
- 7 研究者等は、競争的研究資金等の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、競争的研究資金等の使用ルールの理解に努めなければならない。